

TDAテキスタイルスクール大阪

■日時：2004年2月14日（土）

■場所：大阪化学繊維会館

■講師：第一講座／テーマ「知的財産権とデザイン保護」講師 小宮 容一（芦屋大学教授）

第二講座／テーマ「ユニバーサルデザインへのささやかな試み」講師 安藤 真吾（安藤デザイン事務所主宰）

知的財産権とデザイン保護

IT技術の発達によって、我々は瞬時に大量の情報を入手できる便利さを享受している。

一方デザインをとおして情報を提供する立場からは、複製の容易さが大きな脅威になっている。今回のセミナーでは知的財産権の認識を持つことの重要性を改めて考えさせられた。

講師からは知的財産権の内容や、関連する意匠法の改正に関する動向について詳細な説明があった。また知的財産権にまつわる様々なトラブルや、係争の判断基準例を具体的な実例をとりあげ解説いただいた。

さらに講師が所属するインテリアデザイナー協会が行っている知的財産権にたいしての取り組みや創作デザインの寄託を行っている（社）日本デザイン保護協会の紹介などが紹介され、TDAのこれからの取り組みに対して参考になるものが多かった。自己防衛の意味からも、我々は知的財産権で保護されるモノ、保護されないモノを充分認識しておく必要がある。また認識不足から、無意識のうちに犯す侵害にも充分な注意が必要とされる。日本の法律用語としてまだ「デザイン」ということが明記されておらず「応用芸術」と記されている現実には素朴な疑問とともに、デザイン行為が知的財産権として市民権を得るための課題の大きさを知らされた思いがする。

ヴェルヌ条約など国際的には文学や美術と同様に「応用美術」の著作権が認められつつある。産業交流がますます進む中で各国共通の課題でもある。現在我々が日々行っている実用品のデザイン行為が、財産権のある「著作物」として認められるには共通の認識を持つ各種団体と協力して粘り強く要請していく必要を痛感した。

ユニバーサルデザインへのささやかな試み

第二講座は今日の課題「ユニバーサルデザイン」の基礎から、様々な分野での取り組みについて学んだ。UDについて、提唱者であるノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授のデザイン理念、さらには7項目にわたるデザイン発想の原則について解説いただくとともに、今多くのデザイン分野で超高齢社会への対応が重要な課題になっている実状が報告された。

UDは高齢者・障害者の様々な障害を取り除き、健常者との生活上の差別をなくすバリアフリーと混同されがちであるが、基本姿勢となる発想の起点が「より多くの人使いやすい」ことであれば、高齢者・障害者も使いやすいのではないかと考えることにあり、両者の差異も認識させられた。講師が取り組んできた具体例として、老人保健施設のインテリア設計における取り組み、オフィスにおける収納家具、子供のための家具、初めての訪問者がわ

かりやすい大阪シティ・ガイドの案内施設・サインボードデザイン、地下街の誘導表示などが紹介され、UDの奥深さをかいまみた思いがする。

UDは色彩、形状、素材、サイズ、など様々なデザイン要素を含んでおり、その解釈も多岐にわたる。UDは研究の緒についたばかりで、細部はとらえられても全体像を把握するのはこれからの仕事と講師は語られた。

また生活者も生活スタイルやものに対する価値観の変革が必要と説かれる。「人間の身体が真に使いこなすことができるモノとは何かを考えるのがUDではないか」の言葉が印象に残った。

（レポート 鈴木）



会場風景



小宮講師



安藤講師